

岡崎クエストライオンズクラブ内規

本クラブはライオンズクラブ会則及び付則標準版を公式の会則及び付則として採用し運営するも、これに表示されていない細目については本内規を定め、クラブの円滑なる運営と会員相互の理解をはかるものとする。

第 1 条 名 称

本クラブは岡崎クエストライオンズクラブとする。

第 2 条 事 務 局

A項 本クラブの事務局は岡崎市元能見町 167 太田宅におく。ただし、当該年度の理事会において年度ごとに、これを決定する。

B項 事務局の移転は例会出席会員の多数決により決定することができる。

C項 事務局に対しては応分の負担をする。

第 3 条 会員の招請

A項 本クラブの会員となるには別に定める新会員入会手順による。

B項 会員獲得に際しては、出来得る限り広い範囲の職種より推薦することが望ましい。

第 4 条 終身会員及び優待会員

A項 終身会員の推薦は別に定める終身会員規程による。

B項 優待会員となるには別に定める優待会員規程による。

第 5 条 入会金・年会費

A項 入会金は次のとおりとする。

新入会員 30,000円

再入会員 10,000円

上記入会金には国際協会納入金が含まれるものとする。

B項 年会費は次のとおりとする。

正会員 180,000円

優待会員 60,000円

終身会員 90,000円

不在会員 60,000円

賛助会員 60,000円

C項 年会費は毎年7月と1月に半期分ずつ前納しなければならない。

D項 年度の間における入会者については、入会の月から起算して当該半期の残り月のクラブ会費を月割り計算にて前納しなくてはならない。

E項 再入または転籍会員が当クラブ入会時に国際会費が完納されてない場合は半期分相当額を国際会費として納入しなければならない。

第 6 条 役員及び理事会

- A項 会長は毎年10月までに指名委員を任命する。指名委員は理事会の推薦及び会長経歴者の中からこれにあてる。
- B項 指名委員長は前会長がこれにあたる。
- C項 次期役員は指名会(選挙)で選出され7月1日から就任する。
- D項 次期会長には原則として第1副会長を選任する。
- E項 会長、副会長、幹事は運営ならびに事業委員会に所属しない。
- F項 元会長は、理事会に出席し意見を述べるができるが、理事会における議決権を有しない。但し、理事を兼務の場合は、この限りでない。
- G項 定例理事会の開催は次のとおりとする。
 - 日 時 毎月第3木曜日 午後6時30分より8時まで
 - 場 所 指定された場所但し、会長の判断により日時、場所を変更することが出来る。

第 7 条 副 役 員

- A項 幹事、会計、ライオンテーマ、テール・ツイスターの補佐として、それぞれ副役員を選任することができる。
- B項 副役員は、各役員を補佐し役員欠席の場合は、その職務を代行する。
- C項 副役員は、クラブ役員として待遇され、理事会に出席し意見を述べるができる。ただし、理事会における議決権は役員欠席の場合を除き行使できない。
- D項 副役員の選出および任期は役員に準ずる。

第 8 条 例会および会合

- A項 本クラブの例会の日時場所は次の通りとする。
 - 例会日 毎月第2、第4木曜日 18時30分より19時45分まで
 - 例会場 図書館交流プラザ りぶら但し、理事会が必要と認めた場合は例会の日時、場所を変更し、または臨時例会を開くことができる。なた幹事が必要と判断した場合は、例会または理事会の承認を得て閉会時間を延長することができる。
- B項 例会のほか事業資金捻出、あるいは会員ならびに家族相互の親睦を図るため、随時会合を開くことができる。
- C項 本クラブの例会および各種会合には能うる限り出席し、例会欠席の場合は例会の前後それぞれ13日間以内に出席マーク・アップ規則を適用し、決められた会合に出席しなければならない。
- D項 出席マーク・アップ規則の内、次の委員会については、その性格上、該当しないものとする。
 - 1 会員委員会
 - 2 指名委員会

第 9 条 代 議 員

国際大会、地区大会および複合地区大会代議員は原則として役員ならびに理事の中より会長が指名する。

第 10 条 地区役員の選出

A項 地区役員は4 リジョン内クラブの申し合わせによるローテーションを尊重して選出する。

B項 選出にあたっては会長経歴者、元地区役員の提言を踏まえ選考する。

C項 地区役員活動費は上部機構から支給される費用のほか、予めクラブの承認を得た協力を金にこれにあてる。

D項 選出された地区役員は出来得る限りクラブ理事会に出席し、その経過および協議事項を報告する。

第 11 条 諸会議およびセミナーへの出席

A項 諸会議・セミナーには当該責任者が必ず出席し、万一出席不可能の場合は代理者が出席する。

B項 諸会議・セミナーに出席した場合は、その議事録またはレポートを作成し、クラブ理事会に報告し、必要に応じ例会において報告する。

第 12 条 ファインおよびドネーション

A項 ファインはテール・ツイスターの権限において、ライオンズ必携の該当項目に基づいて課するもので、賦課に該当すると認められることがらに対し例示を次に記する。

1 例会に欠席ならびに遅刻、早退したとき

2 例会・委員会その他の会合においてラベル・ボタンを付け忘れたとき

B項 ドネーションは会員の自主的意思によるもので、強制すべきものではない。参考までに対象事項の例示を次に記する。

1 結婚・誕生

2 入学・卒業

3 就 職

4 受 賞

5 その他慶祝

C項 特別ファイン

下記に該当する場合は特別ファインを課する。

1 各種会合に無届け欠席の場合

2 出席マーク・アップ規則を適用しなかった場合

第 13 条 慶 弔

- A項 会員、家族ならびにその他の慶弔事項については、4 リジョン 3 Zゾーン運営要項（申し合わせ事項）による。
- B項 クラブ祝福の基準は、ライオンズ年度による。
- C項 叙位、叙勲、褒章等受賞者にはクラブより祝品を贈る。
- D項 喜(70)寿（満 77 歳）、傘(全)寿（満 80 歳）、米寿（満 88 歳）、卒(全)寿（満 90 歳）、白寿（満 99 歳）、上寿（満 100 歳）に該当するライオンにはクラブより 1 万円以内で祝い品を贈る。

第 14 条 改 正

- A項 本内規の改正は会則および付則委員会が立案し、理事会の承認を得て例会において会長が提案し、定足数の出席者の 3 分の 2 (2 / 3) の賛成によりこれを行う。
- B項 改正の議決は予め 2 週間前までに文書をもって、その議案が全員に送付されなければならない。

第 15 条 施 行

本内規は 2 0 1 2 年（平成 2 4 年）7 月 1 日より施行する。

慶 弔 規 程

(2012. 7 制定)

この慶弔規程は、4R3Z運営要項（申し合わせ事項）により、2012年7月1日より実施する。

第 1 条 慶 事

チャーターナイト 祝花 スポンサークラブ 1対・3Z内各クラブ1基ずつ
周年記念式典 祝花 スポンサークラブ 1対・3Z内各クラブ1基ずつ
会員の新築披露 クラブ代表が正式招待を受けた場合は20,000円
会員の子女の結婚式 クラブ代表が正式招待を受けた場合は30,000円
会長、幹事が招待を受けた場合は2名を限度として計60,000円

第 2 条 弔 慰

会員の死亡の場合 会長・幹事が葬儀に参加 香典10,000円（クラブ名） 弔電（会長名）
生花 当該クラブ一対 各クラブ1/2基
会員以外 ゾーン内各クラブには、特別な事情を除いて連絡しない。
当該クラブの規定に任せる。

第 3 条 見 舞 金

会員の病気または障害による入院 療養15日を越える場合 10,000円
会員が災害を受けた場合 10,000円
尚、見舞金の額については（ライオンレディも同じ）その都度会長、幹事の合議に任せる。

第 4 条 餞 別 金（削除）

会員の退会 10,000円を贈る。

第 5 条 付 則

この慶弔規程の定めのない事項については、原則として理事会において審議、決定する。
緊急を要する場合は会長、幹事の合議に任せることが出来る。

終 身 会 員 規 程

本クラブは、ライオンズ必携に基づく有資格者に関し、その会員を終身会員に推挙するという提案が正会員からなされた場合は、次の手続きによるものとする。

第 1 条 資 格

- (1) 20年以上正会員であり、所属クラブ、その他地域社会もしくは国際協会に対し会員としてその功績の著しい者。
- (2) 15年以上正会員であり、少なくとも70歳に達しておりその功績の著しい者。
- (3) 病気で重体である者。
- (4) 功績の著しい者とは、下記のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 国際協会から表彰された者
 - ② 本クラブの会長、幹事、または会計を務めた者
 - ③ 本クラブのチャーター・メンバー
 - ④ 地区の役員を務めた者
 - ⑤ その他功績が著しいとクラブ理事会が認めた者

第 2 条 手 続 き

- (1) 会員委員会は該当者に対し、前項の条件を提示の上、その自由意思による諾否をクラブ会長に推薦する。
- (2) クラブ会長は本人の了承を得て、理事会に提案し、その合意をとりクラブ例会に諮って決議する。
- (3) クラブ会長は、ライオンズ必携に定められる本人の負担した500ドル相当額を国際協会に納入し、送金控えの写しを添付の上、所定の書式によって国際理事会の承認を求める。

第 3 条 権 利 ・ 義 務

終身会員は、ライオンズ必携クラブ付則による、会員の権利と義務を有し、クラブの別に定める会費を納入する。

第 4 条 終 身 会 員 の 特 例

- (1) 健康その他 の理由により、終身会員の義務を遂行することが困難な事由が発生した場合は、申し出により、義務の一部または全部を免除される。
- (2) 終身会員の義務を遂行することが困難な終身会員であるかどうかの認定は、理事会が行い年度ごとに再検討する。
- (3) 終身会員の義務を遂行することが困難な終身会員と認められたときは、理事会の決定により、クラブ会費を減免することができる。例会費は出席の都度これを支払う。

第 5 条 改 正

本規程の改正には、クラブ例会に出席したグット・スタンディングの会員の過半数の賛成を必要とする。

第 6 条 施 行

本規程は2012年7月1日から施行する。

優待会員規程

優待会員に関する規程を次のように定める。

第 1 条 資 格

15 年以上ライオンズクラブに在籍した本クラブ員であって、病気、疾患、老齢、その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを辞退した者。

第 2 条 権 利

投票権および会員としての総ての権利を保有する。

第 3 条 義 務

- (1) 定められた会費を指定された期日内に納入する。
(会費には地区および国際会費が含まれる)
- (2) ライオンズクラブの会員として地域社会に良い印象を与える義務を保留する。
- (3) 例会出席を免除し、各種委員会に所属しない。

第 4 条 禁 止 事 項

- (1) クラブ、地区あるいは国際協会の役職に就くことができない。
- (2) 同時に、ライオンズクラブと同じような性格を持った他の奉仕団体の会員となることはできない。

第 5 条 資格の喪失

資格の喪失は正会員に準ずる。

第 6 条 事 務 手 続

- (1) 優待会員の資格に該当し、且つこれを希望する会員は、その理由を文書をもってクラブに提出する。
- (2) クラブ会長は、その都度運営委員会に付託し、その答申を理事会に諮り、例会において承認を得て効力が発生する。

第 7 条 改 正

会員の2分の1（1／2）の申し出があった場合、または理事会が必要と認めた場合、例会において承認を得て改正することができる。

施 行

本規程は、2012年7月より実施する。

新会員入会手続規程

第 1 条 新会員の推薦

- (1) 新会員の推薦は、推薦資格(在籍2年以上)のある会員により推薦される。
- (2) 会員による新会員の推薦は、原則として入会時に1名とする。

第 2 条 入会審査及び手続き

- (1) 新会員を推薦する会員は、推薦書(所定の書式)に各事項を記入の上、会員委員長まで提出する。
- (2) 会員委員長は、推薦書を受理したのち委員会を開催し、その結果を理事会に提出する。この委員会は秘密会とし個人情報を守秘する。
- (3) これを受け理事会は入会の可否を審議し、その結果を例会に上程する。理事会において推薦者は、推薦の弁を述べる。
- (4) 例会は、理事会で推薦された新会員候補者を審議する。推薦者は、この例会において推薦の弁を述べる義務を有す。
- (5) 推薦者は、例会において入会を承認された候補者に直ちにその旨をつたえ、入会を促す。
- (6) クラブは、例会において入会式を行い、新会員をクラブに迎え入れる。

施 行

本規程は、2012年7月1日より施行する。